

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 8 月 21 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 28 号

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則の一部を改正する規則

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則(平成19年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条中「応募人員が公募する委員数に満たなかつたとき、又は第9条の規定による選考の結果委員とするべき者がいなかつたときは、選考委員会の決定を経て、事務局が委員を選任する」を「事務局は、次の各号のいずれかに該当するときは、公募の例により再公募を行う」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号及び1項を加える。

(1) 応募人員が公募する委員数に満たなかつたとき。

(2) 第9条の規定による選考の結果委員とするべき者が公募する委員数に満たなかつたとき。

2 前項の規定による再公募を行つた場合においてなお同項各号のいずれかに該当するときは、事務局は、公募委員が公募する委員数に達するまで同項の規定による再公募を行うものとする。ただし、当該審議会等の運営上やむを得ないときは、事務局は、選考委員会及び町長の承認を得て、再公募を行わないことができる。

第12条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

(公募の特例)

第12条 前条の規定にかかわらず、同条第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該審議会等の性質上やむを得ないときは、事務局は、選考委員会及び町長の承認を得て、公募委員を選任することができる。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。